

三総第 350 号の 2  
令和 5 年 2 月 27 日

全日本年金者組合三田支部  
支部長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲 男



### 要望書について (回答)

立春の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。  
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。  
さて、令和 5 年 1 月 27 日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

#### 記

#### 1 コロナ禍のもとで市の取り組みについて

(1) コロナの新しい変異株のもとで、ワクチン接種が進むもとでも、感染者が増え、死亡者も増え続けています。三田市での感染状況、死亡者数が不明確であり、市民は不安を抱えながら日々を送っています。市として、感染者数や入院者数の把握、保健所との連携など具体的な対策をどのようにとられているのか。(健康増進課回答)

これまで兵庫県が県内市町別新型コロナウイルスの感染者を公表しておりましたが、令和 4 年 9 月 26 日より全国一律で全数届出の見直しが行われたため、兵庫県も感染者の居住地の把握を行っておらず、三田市としても把握しておりません。

国においては、感染症法上の 5 類への移行が予定されており、移行に伴う措置も検討されていることから、今後の動向を注視し対応してまいります。

保健所との連携につきましては、宝塚健康福祉事務所(保健所)が行う発熱や呼吸器症状が有り、高齢者や基礎疾患を有する人などへのパルスオキシメーター(酸素飽和度のチェック等)の貸し出しへの協力や、新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅で療養される人で、食料品の調達が困難な人を対象に、食料品を自宅に配達するサービスを行っております。

(2) 特に、高齢者施設での検査体制や感染者への対策など十分にとられているのでしょうか。(介護保険課回答)

高齢者施設入所者が感染した場合、保健所に報告及び対応等の相談を行い、感染者の対応や検査等を行っております。陽性者が発生していない平時における、入所者や施設職員の検査は、国県の通知に基づき施設で判断しながら実施しております。抗原検査キットは県から配布されております。

感染者対応の際に、施設での衛生用品が不足した場合等は、三田市から提供するなどの支援を行っております。

#### 2 三田市民病院を公立として存続させ医療体制の充実を図ること (地域医療推進課回答)

(1) 現在、急性期医療の確保・充実という大義名分のもとで、市民病院と済生会兵庫県病院との統合が市民の声も聞かずに進められようとしています。もし統合された場合、

現在授かっている市民病院での急性期医療が今までと変わることなく授かることができるのでしょうか。そして、10万市民の命と健康を守ることが出来るのでしょうか。特に、経営が民間に委ねられるもとの、市民の医療を守り・充実させるために市の責任をどのように果たされるのでしょうか。

三田市は、市民の命を将来にわたって守り抜くという覚悟のもと、救急医療を中心とする急性期医療を将来にわたって堅持し、更には充実させなければならないと考えております。そのためには、新専門医制度や医師の働き方改革を背景とした医師確保の課題へ本格的に対応しなければ、市内の急性期医療を守り続けることは困難であるとと考えております。

仮に、これらの課題に対応しなければ、安定的な医師確保が出来なくなり、市民病院でこれまで対応出来ていた救急医療はもとより、新型コロナウイルス感染症や出産等に対する対応も困難となります。

それは結果として、市内の救急患者等は六甲山系を超えた臨海部に搬送せざるを得ない状況となってしまいます。

したがって、できるだけ遠方への救急搬送を減らすためにも、三田・北神地域において一定規模以上の病床数と医療機能を備えた新統合病院の整備は急務であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、指定管理者制度を導入した際には、指定施設の管理の適正を期すために、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し必要な指示をしてまいります。

- (2) 「若手医師が集まる魅力ある病院」にするための最も基本的な課題である、診療体制、医師体制は一体どうなるのかを市民に示すべきではないでしょうか。

新統合病院の医療提供体制につきましては、来年度に策定する基本計画において具体的に検討してまいります。

その結果につきましては、広報さんだ、三田市ホームページ、市政出前講座等で説明させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 3 国保税の負担軽減を図ること（国保医療課回答）

- (1) 国保税の負担軽減を図るために、県下の多くの市町が行っている一般会計からの法定外繰入を行うこと。

国保税の負担軽減を図るために、その減額分を三田市の一般会計で負担することは、国保被保険者以外の税を充当することであり公平性に欠けること、また国保被保険者以外の市民の理解を得ることが難しいとともに、国は市町に対し国保財政の補填を目的とした一般会計からの繰入を解消するよう求めていることから、一般会計からの繰入については考えておりません。

なお、国に対しては、引き続き市長会等を通じて国保財政に対する更なる支援を要望しております。

- (2) 「所得の激減」を「5割」から「3割」に拡大するなど市独自の減免制度を充実させること。市独自の減免については、被保険者の負担ではなく、市の一般会計で負担すること。

三田市独自の減免につきましては、国庫補助等が無い場合、減免を拡充することに

より保険税収入の減額分を三田市の一般会計で負担することになります。このことは、国保被保険者以外の税を充当することであり、国保被保険者以外の市民の理解を得ることが難しいとともに、国は市町に対し国保財政の補填を目的とした一般会計からの繰入を解消するよう求めていることから、三田市独自減免の拡充につきましては考えておりません。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症により減収となり、国民健康保険税の納付が困難となった方につきましては、国の財政支援制度に基づき減免制度を創設しておりますので、対象となる国保被保険者にご利用いただきたいと思いますと考えております。

#### 4 介護制度の改善・充実と高齢者福祉対策を急ぐこと（介護保険課回答）

##### (1) 必要な介護や要支援1・2が利用する通所型サービスB施設（高齢者ふれあいデイサービス）の全市的な設置への支援など市独自の支援策を充実すること。

通所型サービスB（高齢者ふれあいデイサービス）施設の全市的な設置への支援につきましては、令和3年度から当該サービス実施個所を2か所増やして市内計5か所でNPO法人への委託により実施しているところです。今後も、より多くの地域の高齢者が当該サービスを含めた多様な生活支援サービスを利用できる体制を構築するため生活支援コーディネーター等、関係機関が連携して地域への働きかけや取り組みへの支援に努めてまいります。

##### (2) 深刻な老々介護の実態を市の責任で早期に把握し、市として負担軽減策を講じること。

三田市では毎年、民生委員・児童委員協議会と協力して要援護高齢者調査を実施し、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び歩行や視覚、聴覚等困難な方などの生活支援の必要な高齢者を把握するとともに、市内6か所に設置する地域包括支援センター・高齢者支援センターが中心となってケアマネジャー等の介護事業者や民生委員児童委員と連携しながら適切な支援につながるよう努めております。また、令和5年4月からは、全圏域を地域包括支援センター化して機能強化を図ります。高齢者が高齢者を介護せざるを得ない状況につきましては、深刻な課題であると認識しており、介護保険サービスや介護保険制度以外のサービスを活用することにより、介護者の負担軽減を図っていくことが必要であると考えております。

また、民生委員、自治会、近隣住民をはじめ地域全体で見守り、支え合う仕組みづくりも重要であると考え、地域包括ケアシステムの推進に向けて様々な取り組みを順次進めてまいります。

##### (3) 特別養護老人ホームへの入所待機者数に見合う施設を確保すること。

三田市では、令和3年度から3カ年を計画期間とする第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき介護基盤の整備として特別養護老人ホームを5床増床し465床を整備しております。令和4年3月末現在の市内6施設では40床が空床となっております。今後につきましては、高齢化の状況等を踏まえ、現在策定中の第9期計画（令和6年度～令和8年度）において検討してまいります。

#### 5 高齢者および交通対策の強化を図ること（交通まちづくり課回答）

##### (1) 「高齢者交通費助成」の助成額を増額すること。また、JRへの利用拡大を図ること。

高齢者運賃助成制度につきましては、急速な高齢化の進行や運転免許返納に伴う移

動手段の転換を鑑み、交通対策の強化を図るべく、より使いやすく持続可能な制度を目指して検討を進めているところです。交通事業者の理解と協力を得ながら、引き続き公共交通を利用してお出かけしやすい制度の構築を目指し、今後も取り組んでまいります。

- (2) 市の責任で、「コミュニティバス」の運行や「デマンドタクシー」の導入など外出を支援すること。

高齢者の方を含む交通弱者の移動手段の確保は、三田市の大きな課題であると認識しております。交通まちづくり課では、「みんなで育てる地域内交通検討支援プログラム」を設置し、地域の実情に応じた地域内交通の導入と定着を目的に地域の皆様とともに検討を進めております。すでに本プログラムを活用して、市内3地区が地域の交通課題について検討を進め、広野地区、小野地区では新たな地域内交通の導入が実現しました。

他地区におきましても、地域の皆様とともに地域内交通の検討を進めており、地域の特性に応じた移動手段の導入を目指しております。

引き続き地域の皆様とともに、持続可能な移動手段の確保に向けた取り組みを推進してまいります。

- (3) 新三田駅にエスカレータの設置をJRに求めること。

新三田駅は、平成13年度のエレベーター設置により改札からホームへの交通バリアフリー化について一定の対応がなされたところです。エスカレータの設置について、西日本旅客鉄道株式会社からは「新三田駅は、すでにバリアフリールートとして1経路整備済みであり、現時点ではエスカレータ設置計画はありません」との見解を受けております。しかしながら、高齢者をはじめ、誰もが円滑に安心して鉄道を利用できるよう、福知山線（大阪～新三田間）の沿線市で構成される福知山線（大阪～新三田間）沿線都市連絡協議会を通して西日本旅客鉄道株式会社に引き続き要望してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 6 高齢者の交流とゴミ出し支援策の充実

- (1) ゴミ出し困難者への戸別収集を実施すること。前回の要望以降の具体的な検討内容は、(クリーンセンター回答)

三田市では、令和2年12月から、民間事業者に対して、家庭系ごみの収集運搬の許可を与え、また、令和4年9月からは、不燃ごみ等を出せるステーション数を増やすなど、高齢者の方を含め、ごみ出しをし易くなる環境づくりを進めてまいりました。

戸別収集の実施につきましては、支援の在り方について検討を進めてまいります。

- (2) 兵庫県は、高齢者の補聴器活用調査事業として補聴器購入補助制度を1年間だけの事業として実施しています。1年間で終わらせるのではなく継続して行うよう県に要望すること。あわせて市独自でも補助制度を導入すること。(障害福祉課、いきいき高齢者支援課)

会話や音の聴取が困難な方につきましては、障害者総合支援法の補装具費支給制度により購入の補助を行っております。加齢による難聴の方でも同等程度の症状まで進行している場合においては、手帳を取得して利用していただくことが可能です。

また、兵庫県は、加齢性難聴有病者の補聴器使用と社会参加活動との関連性の調査として実施しているものであるため、当該調査の結果及びそれに基づく県の対応を注視してまいります。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等ございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。